



## ハンセン病と人権

### ○ハンセン病とは

ハンセン病は、「らい菌」に感染することにより発症する感染症です。かつては、「不治の病」や「遺伝病」などと恐れられていましたが、感染力が非常に弱くうつりにくい病気であり、治療薬も開発された現在では、早期に発見し、正しく治療することにより、後遺症を残すことなく完治します。

しかし、かつては、天からの罰や報いだと信じられ、誤解され、その患者や家族は不当な差別を受けてきました。

### ○らい予防法と強制隔離政策

明治40年、ハンセン病患者をハ

ンセン病療養所に入所させるための法律ができ、やがて「無らい県運動」と相まって、患者を強制的に入所させ、隔離する政策が始まりました。鳥取県においても、ハンセン病患者を徹底的に探し出し、全国の国立療養所へ強制的に送り出していました。患者は、病気が治った後でも療養所から出ることを許されないなど、様々な不当な扱いを受けました。また、「ハンセン病はとても怖い病気」という誤った見方が、人々の間に強く植えつけられることになりました。

強制隔離政策の元となり、患者やその家族を長く苦しめた「らい予防法」がようやく廃案になったのは、平成8年のことでした。

### ○続くハンセン病問題

医学が進歩し、ハンセン病は治すことができるようになった。隔離政策は続けられました。岡山県にある「長島愛生園」には、昭和30年代までに、鳥取県から180人以上の患者が送られました。令和5年10月現在、全国に国立療養所は13園あり、長島愛生園のほか、群馬県・東京都・熊本県にある療

養所に、合計5人の県民の方が入所されています。

ハンセン病患者の強制隔離に対する反省のもと、鳥取県では全国に先駆け、「(患者・遺骨の)里帰り事業」などを始めました。国においても、不適切な政策によってハンセン病患者の人権を侵害してきたことの責任を認め、賠償の動きも始まりました。

しかし、家族や故郷との縁を強制的に立ち切られた多くの元患者は、療養所での生活を続けるほかありませんでした。また、療養所で亡くなられた方の遺骨の多くは、今でも故郷に帰ることなく、療養所の納骨堂に納められています。

### ○終わりに

コロナ禍で、私たちは病気が差別につながることに改めて気づかされました。正しく知ることで見をなくし、自らの問題として、あらゆる差別や人権侵害をなくすよう努めていきましょう。

#### 【参考文献等】

鳥取県・著

『ハンセン病を正しく理解しましょう』

## お知らせ

### ○第1回ふれあい人権講座 「アイヌ民族の歴史と人権」

■日時 4月11日(木)

午後6時から

■会場 日南町人権センター

■講師 伊田哲朗さん

申込みは不要です。お問い合わせはお越しください。

### ○4月の人権・行政相談所

■日時 4月12日(金)

午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

人権や行政の仕事に関する相談を人権擁護委員・行政相談委員が無料でお受けします。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。また、この日は、弁護士による「出張弁護士!なんでも相談」が午後2時から午後5時まで開催されます。弁護士への相談をご希望の方は、前日までに人権センターへお申し込みください。

